



# 熊本県公報

号外 第53号

令和7年(2025年)

11月28日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目次

### 規則

○熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(子ども家庭福祉課)	1
訓 令		
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(会計課)	1

### 規則

熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年11月28日

熊本県知事 木村 敬

#### 熊本県規則第36号

##### 熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成20年3月31日熊本県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。第7条において同じ。)」を削り、同条第12号中「(法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を削り、同条第13号中「(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を削り、同条第14号中「(法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を削る。

第8条第1項中「第12条第1項(法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を「第12条第1項又は第3項」に改め、同条第2項中「又は第31条第2項から第4項まで」を削り、「第33条第1項若しくは第2項又は第6項から第9項まで」を「第33条第1項又は第2項」に改め、「者」という。)に対し」の次に「、法第12条第3項の規定による制限を行った場合は、一時保護を委託された者に対し」を加え、同条第3項中「第12条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「又は延長者等の監護者」を削り、同条第4項中「対し」の次に「、法第12条第3項の規定による制限を解除した場合は、一時保護を委託された者に対し」を加える。

第9条第1項中「(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を削り、同条第2項中「(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。第4項において同じ。)」を削り、同条第3項中「(施行規則第8条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を削る。

別記第1号様式裏面中「第61条の5」を「第61条の5第2項」に改める。

別記第5号様式中「(第16条第1項の規定によりみなして適用する同法)」、「(第31条第4項の規定による同法)」、「(延長者)」及び「(延長者の監護者)」を削る。

別記第6号様式中「(延長者等の監護者)」及び「(第16条第2項の規定によりみなして適用する同法)」を削り、「第12条第1項」の次に「(第3項)」を加え、「(延長者等)」を削る。

別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第9号様式中「(第16条第2項の規定によりみなして適用する同法)」を削り、「第12条第1項」の次に「(第3項)」を加え、「(延長者等)」を削る。

別記第14号様式中「(延長者の監護者)」、「(第16条第1項の規定によりみなして適用する同法)」及び「(延長者)」を削る。

別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第17号様式中「(第16条第1項の規定によりみなして適用する同法)」及び「(延長者)」を削る。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の規定により交付されている通知書等は、改正後の熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の規定により交付された通知書等とみなす。

### 訓令

## 熊本県訓令第11号

本府各部(公室・局)課  
各地方出先機関  
教人監警議事務局  
育事委員会事務局  
府事務局  
人監事委員会事務局  
警察委員会事務局  
議事務局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月28日

熊本県知事 木村 敬

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令  
熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和60年熊本県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記第18号様式中「印」を削る。

別記第22号様式中「印」を削る。

別記第26号様式及び別記第27号様式中「印」を削る。

別記第28号様式中「、健康保険証」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別記28号様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和7年11月28日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年12月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(以下「旧訓令」という。)の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の規定により交付された通知書とみなす。

3 附則第1項第1号及び第2号に掲げる規定の施行の際現に存する旧訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。